

不利益処分に係る処分基準

平成20年9月1日作成

処分の概要	個人情報の閲覧または視聴の中止または禁止
条例等名	函館市個人情報保護条例施行規則
根拠条項	第11条第3項
条例等の定め (事務の内容)	保有個人情報の閲覧または視聴をする者が当該保有個人情報を汚損し、 または破損するおそれがあると認められるときは、当該閲覧または視聴を 中止させ、または禁止することができる。
処分基準	上記のとおり
申請先	函館市総務部文書法制課 (電話 21 - 3649)
備考	